

職業紹介手数料の返戻金制度

株式会社札幌ダイカンサービス

採用決定者（31日以上の有期雇用契約または期間の定めのない雇用契約に限る）が、入社辞退や自己都合により退職した場合、または本人の責に帰する事由により解雇された場合、求人者に対し、次の基準で職業紹介手数料を返還します。

但し、採用決定者に対する労働条件が本件雇用契約の内容と著しく異なることに起因する退職の場合はこの限りではありません。

入社辞退、退職・解雇が入社後1か月未満の場合：本件報酬の100%

退職・解雇が入社後1か月以上3か月未満の場合：本件報酬の50%

退職・解雇が入社後3か月以上6か月未満の場合：本件報酬の20%

なお、「求人を受け付ける時の事務費用」は、いかなる場合も返金いたしません。